



Contents

P2 フォトギャラリー

P3 トピックス

- (1) 新規・成長企業等へのリスクマネー供給の促進について（第 30 回金融審議会総会・第 18 回金融分科会合同会合）
- (2) 金融審議会「保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキング・グループ」報告書の公表について
- (3) 「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針」の公表について
- (4) 証券決済リスク削減に向けた市場関係者の取組の進捗状況について
- (5) 中小企業の業況等に関するアンケート調査結果の概要
- (6) 「金融検査マニュアルに関するよくあるご質問（FAQ）別編〈ABL編〉」の一部改定について
- (7) 「企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）」の改正案に対するパブリックコメントの結果等について
- (8) 「主要行等向けの総合的な監督指針」、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について

P10 皆さんご注意下さい！ & 情報提供のお願い

P13 金融庁ウェブサイトへのアクセスランキング

P14 お知らせ

フォトギャラリー



第30回金融審議会総会・第18回金融分科会
合同会合にて挨拶する麻生大臣(6月5日)



第30回金融審議会総会・第18回金融分科会
合同会合にて挨拶する寺田副大臣(6月5日)



第30回金融審議会総会・第18回金融分科会
合同会合にて挨拶する島尻大臣政務官(6月5日)

トピックス

(1) 新規・成長企業等へのリスクマネー供給の促進について(第 30 回金融審議会総会・第 18 回金融分科会合同会合)

平成 25 年 6 月 5 日に、第 30 回金融審議会総会・第 18 回金融分科会合同会合を開催し、新規・成長企業等へのリスクマネー供給の促進についての検討に関する諮問、最近の金融行政の動向についての説明等を行いました。

○新規・成長企業等へのリスクマネー供給の促進についての検討に関する諮問について

新規・成長企業等に対するリスクマネー供給の促進に関し、

- (1) 新規・成長企業へのリスクマネー供給のあり方
- (2) 事務負担の軽減など新規上場の推進策
- (3) 上場企業等の機動的な資金調達を可能にするための開示制度の見直し
- (4) その他、近年の金融資本市場の状況に鑑み、必要となる制度の整備

について検討することが、諮問されました。

○最近の金融行政の動向についての説明について

最近の金融行政の動向として、官民ラウンドテーブルにおける議論の状況及び金融経済教育研究会報告書について、説明が行われました。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「審議会・研究会等」の中の「金融審議会」から「[第 30 回金融審議会総会・第 18 回金融分科会合同会合議事次第](#)」(平成 25 年 6 月 5 日)にアクセスしてください。

(2) 金融審議会「保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキング・グループ」報告書の公表について

金融審議会「保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキング・グループ」は、平成 24 年 4 月の諮問を受け、

① 保険契約者の多様なニーズに応えるための保険商品やサービスの提供及び保険会社等の業務範囲の在り方

② 必要な情報が簡潔で分かりやすく提供されるための保険募集・販売のあり方について、16 回にわたり議論を行い、平成 25 年 6 月に報告書を取りまとめました。

報告書においては、

① 保険商品・サービスのあり方に係る内容として、

- ・ 保育所の運営業務など、保険会社やその子会社の業務範囲の拡大
- ・ 生命保険等における提携事業者への保険金直接支払いにおける監督上の着眼点
- ・ 不妊治療に係る保険の商品化に向けての留意点

の 3 点などについて、

②保険募集・販売ルールのあり方については、

- ・ 意向把握、情報提供、意向確認といった保険募集の基本的ルールの創設
- ・ 保険募集人に対する体制整備義務や比較推奨販売を行う際の推奨理由の説明義務の導入
- ・ 募集規制の及ぶ範囲の明確化
- ・ 保険仲立人に係る規制の一部緩和

の4点について、これまでの議論を踏まえて記載しております。

今後、本報告書を踏まえ、所要の制度改正を行って参ります。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「審議会・研究会等」の中の「金融審議会」から「[金融審議会「保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキング・グループ」報告書の公表について](#)」（平成25年6月11日）にアクセスしてください。

(3)「国際会計基準(IFRS)への対応のあり方に関する当面の方針」の公表について

日本における国際会計基準（IFRS）への対応については、これまで企業会計審議会において議論が行われてきました。

企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議は、平成25年6月20日、「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針」を公表しました。

「当面の方針」では、IFRSの任意適用の積上げを図ることが重要である等の観点から、

- ・ IFRS任意適用要件の緩和
- ・ IFRSの一部を修正する会計基準の策定
- ・ 金融商品取引法における単体開示の簡素化

を行っていくこととされました。

また、IFRSの強制適用の是非等の判断は、当面見送ることとした上で、今回の措置の達成状況を検証・確認するとともに、国際的な情勢を見極めながら、議論を行っていくことが適当であるとされています。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「広報報道」の中の「報道発表資料」から「[国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針」の公表について](#)」（平成25年6月20日）にアクセスして下さい。

(4)証券決済リスク削減に向けた市場関係者の取組の進捗状況について

「金融・資本市場に係る制度整備について」（平成22年1月21日金融庁、以下「制度整備」という。）では、先般の世界金融危機において認識された重要な課題の一つとして、「国債取引・貸株取引等の証券決済・清算態勢の強化」が盛り込まれました。これを受け、市場関係者において、証券決済リスク削減に向けた各取組の実施時期・実行期限等を定めた工程表の作成や、工程表に沿った検討・対応が進められてきたところです。

金融庁としては、市場関係者による、かかる工程表の作成や、工程表に沿った取組は、我が国市場全体の決済リスク削減の進展につながるるとともに、ひいては、我が国金融システムの安

定に資すると考え、今後も、工程表に沿った取組の実施を支援することとします。

工程表については、半年毎（平成 22 年 12 月、平成 23 年 6 月、平成 23 年 12 月、平成 24 年 6 月、平成 24 年 12 月）にアップデートしており、本年 6 月 21 日時点の進捗状況は以下のとおりです。

1. 国債取引

(1) 経緯及び進捗状況

「制度整備」による要請を踏まえ、平成 22 年 6 月 29 日、日本証券業協会、(株) 日本国債清算機関（以下、「JGBCC」という。）及び信託協会により、「国債取引の決済リスク削減に関する工程表」（以下、「国債工程表」という。）が作成・公表されました。その後、上記 3 者をはじめとする市場関係者において検討が進められ、平成 22 年 12 月以降半年毎に検討結果が公表されているところです。

昨年 12 月以降、更に検討を重ねた結果、今般、(2) の通り各種の対応・合意がなされてきたところであり、これを反映して更新された「国債工程表」が、本年 6 月 21 日に公表されました。

(2) 検討結果

a. 決済期間の短縮化

- ・ 日証協WGにおいて、国債アウトライト取引の決済期間のT+1化の検討を進め、GCレポの決済期間のT+0化を可能とする取引手法や今後の検討の方向性等を整理しました。
- ・ アウトライトT+1化に関し、課題の把握とその解決策等の取りまとめを外部コンサルティング・ファームへ委託しました。

b. JGBCCの態勢強化

- ・ 本年 3 月 7 日、JGBCCと日本証券クリアリング機構（以下、「JSCC」という。）が合併に向けた協議に入ることを公表し、その後、合併協議や合併後のガバナンス案を公表し、関係者と調整を開始しました。
- ・ 昨年 11 月の報告書に示した最低流動性資源所要額を満たすための調達方法等の検討を行うため、特別委員会による検討を開始しました。

c. 清算機関の利用拡大

- ・ JGBCCと信託銀行は、JGBCCとJSCCが合併した場合のガバナンスの仕組みに関する検討の方向性について合意しました。
- ・ 平成 26 年前半を目途とする信託銀行の参加実現に向け、投資家への説明やシステム変更等の諸準備を行います。

2. 貸株取引

「制度整備」による要請を踏まえ、平成 22 年 12 月に(株)証券保管振替機構、(株)ほふりクリアリング及び市場関係者（証券会社、日本証券金融、信託銀行）により構成される貸株取引専門部会より、「貸株取引に係る決済リスク削減に関する工程表」（以下、「貸株工程表」という。）が作成・公表されました。

その後、平成 26 年 1 月の実施を目途にシステム対応を行うこととしている工程表の実現に向けて、検討が進められているところです。

【参考】「国債工程表」及び「貸株工程表」の本体については、下記各機関のウェブサイトをご覧ください。

- ・日本証券業協会
(http://market.jsda.or.jp/shiraberu/saiken/kessai/jgb_kotei/index.html)
- ・信託協会 (<http://www.shintaku-kyokai.or.jp/news/news250621.html>)
- ・(株) 日本国債清算機関 (<http://www.jgbcc.co.jp/>)
- ・(株) 証券保管振替機構 (<http://www.jasdec.com/news/20110629.html>)

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「広報報道」の中の「報道発表資料」から「[証券決済リスク削減に向けた市場関係者の取組の進捗状況について](#)」(平成 25 年 6 月 21 日) にアクセスして下さい。

(5) 中小企業の業況等に関するアンケート調査結果の概要

中小企業金融の実態把握の一環として、平成 25 年 5 月に、全国の財務局等を通じて、各都道府県の商工会議所 47 先を対象に、会員企業の業況や資金繰りの現状と先行き等について聴き取り調査を実施したところ、その調査結果の概要は以下のとおりとなりました。

1. 中小企業の業況感は、現状D. I. のマイナス幅が前回調査に比べ僅かながら縮小しているものの、引き続き厳しい状況にあります。なお、先行きD. I. のマイナス幅は、現状D. I. に比べ8ポイント小さくなっています。

悪いと判断した場合の要因としては、「売上げの低迷」の割合が最も大きく、次いで、「仕入原価の上昇等」となっています。

区分	D. I. (良い-悪い)		悪いと判断した場合の要因 (回答割合)					(単位: %)
	現状	先行き	① 原油・原材料価格等、仕入原価の上昇、及び販売先との関係による販売価格への転嫁の遅れ	② 需要の低迷による売上げの低迷	③ 競争過多による販売価格の下落	④ 株式・為替市場はじめグローバルな市場変動の影響	⑤ 東日本大震災や福島原子力発電所事故等の影響によるもの(①～④に該当しないもの) 例: 営業建物の損壊、原材料の調達不能、節電による業務の縮小等	
製造業	▲34 (▲53)	▲15 (▲40)	30.9 (22.5)	50.9 (53.8)	10.9 (16.3)	7.3 (5.0)	0.0 (2.5)	
小売業	▲43 (▲74)	▲43 (▲64)	13.8 (11.9)	56.3 (53.2)	25.0 (30.3)	2.5 (0.9)	2.5 (3.7)	
卸売業	▲49 (▲57)	▲38 (▲43)	19.0 (16.0)	45.6 (50.6)	24.1 (24.7)	8.9 (3.7)	2.5 (4.9)	
建設業	▲17 (▲30)	4 (▲21)	18.6 (16.4)	44.2 (49.3)	37.2 (31.3)	0.0 (0.0)	0.0 (3.0)	
サービス業	▲30 (▲60)	▲21 (▲47)	14.0 (8.3)	56.1 (54.8)	26.3 (32.1)	0.0 (2.4)	3.5 (2.4)	
不動産業	▲20 (▲35)	▲17 (▲26)	0.0 (0.0)	69.2 (70.0)	30.8 (27.5)	0.0 (0.0)	0.0 (2.5)	
運輸業	▲53 (▲55)	▲60 (▲49)	46.9 (35.5)	35.8 (41.9)	11.1 (18.3)	6.2 (3.2)	0.0 (1.1)	
平均	▲35 (▲52)	▲27 (▲41)	23.0 (17.1)	49.2 (52.0)	22.1 (25.6)	4.3 (2.3)	1.4 (2.9)	

(注1) D. I. = 「良い」と回答した先数構成比 - 「悪い」と回答した先数構成比

(注2) 悪いと判断した場合の要因については、複数回答可としており、複数の回答の総計を分母とする割合として示している。

(注3) 表中の括弧書は25年5月時点の調査結果

2. 中小企業の資金繰りは、現状D. I. のマイナス幅が前回調査に比べ僅かながら縮小しているものの、引き続き厳しい状況にあります。なお、先行きD. I. のマイナス幅は、現状D. I. に比べ5ポイント小さくなっています。

悪いと判断した場合の要因としては、「販売不振・在庫の長期化等、中小企業の営業要因」の割合が最も大きくなっています。

区分	D. I. (良い-悪い)		悪いと判断した場合の要因 (回答割合)					(単位: %)
	現状	先行き	① 販売不振・在庫の長期化等、中小企業の営業要因	② 金融機関の融資態度や融資条件等	③ 改正貸金業法施行の影響等、ノンバンクの融資態度・動向	④ セーフティネット貸付・保証等、信用保証協会や政府系金融機関等の対応	⑤ 東日本大震災や福島原子力発電所事故等の影響によるもの(①~④に該当しないもの)例:被災による担保価値の下落、取引先の被災による入金の流れ等	
製造業	▲34 (▲47)	▲23 (▲40)	93.5 (88.6)	6.5 (4.5)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (6.8)	
小売業	▲38 (▲51)	▲30 (▲51)	89.7 (95.9)	5.1 (2.0)	0.0 (0.0)	5.1 (2.0)	0.0 (0.0)	
卸売業	▲34 (▲43)	▲26 (▲40)	93.9 (95.2)	0.0 (4.8)	0.0 (0.0)	6.1 (0.0)	0.0 (0.0)	
建設業	▲21 (▲36)	▲23 (▲36)	92.3 (85.4)	7.7 (12.2)	0.0 (0.0)	0.0 (2.4)	0.0 (0.0)	
サービス業	▲34 (▲47)	▲21 (▲40)	87.1 (89.4)	6.5 (10.6)	0.0 (0.0)	6.5 (0.0)	0.0 (0.0)	
不動産業	▲19 (▲26)	▲17 (▲24)	89.5 (96.3)	10.5 (3.7)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	
運輸業	▲40 (▲38)	▲43 (▲38)	90.5 (97.4)	4.8 (2.6)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	4.8 (0.0)	
平均	▲31 (▲41)	▲26 (▲38)	91.0 (92.4)	5.4 (5.9)	0.0 (0.0)	2.7 (0.7)	0.9 (1.0)	

(注1) D. I. = 「良い」と回答した先数構成比 - 「悪い」と回答した先数構成比

(注2) 悪いと判断した場合の要因については、複数回答可としており、複数の回答の総計を分母とする割合として示している。

(注3) 表中の括弧書は25年5月時点の調査結果

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「広報報道」の中の「報道発表資料」から「[中小企業の業況等に関するアンケート調査結果の概要](#)」(平成25年6月28日)にアクセスしてください。

(6)「金融検査マニュアルに関するよくあるご質問(FAQ)別編《ABL編》」の一部改定について

「日本経済再生に向けた緊急経済対策」(平成25年1月11日閣議決定)において、中小企業等への経営改善、資金繰りの支援策として、「ABL(動産・売掛金担保融資)」の活用促進が盛り込まれました。

これを受けて、金融庁では、平成25年2月5日付で、金融機関がABLに取り組む場合、どのような担保管理を行えばよいかを明確にすること等を内容とする、「ABL(動産・売掛金担保融資)の積極的活用について」を公表し、金融機関等に対して全国で説明会を開催しました。

その際に出された質問事項等を踏まえて、平成25年6月4日、「金融検査マニュアルに関するよくあるご質問(FAQ)別編《ABL編》」に、新たな質問・回答の追加等を行い、公表しました。

今後とも、金融機関におけるABLの積極的な活用を推進し、中小企業等への経営改善、資金繰りの支援を図っていきたくと考えています。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「広報報道」の中の「報道発表資料」から「[金融検査マニュアルに関するよくあるご質問（FAQ）別編<ABL編>](#)」の一部改定について（平成25年6月4日）にアクセスして下さい。

(7)「企業内容等の開示に関する留意事項について(企業内容等開示ガイドライン)」の改正案に対するパブリックコメントの結果等について

金融庁では、「監査における不正リスク対応基準」の設定に伴う環境整備等のため、「企業内容等の開示に関する留意事項について(企業内容等開示ガイドライン)」を改正して、有価証券報告書等の提出期限の延長に係る承認(金融商品取引法第24条第1項等)の取扱いを明確化しました。

具体的には、おおむね下記の理由により有価証券報告書等を提出期限までに提出することができないと認められる場合には、提出期限延長の承認を行うこととします(平成25年6月11日適用)。

- ① 天変地異、大規模なシステムダウン等の発生
- ② 民事再生手続開始の申立て等
- ③ 過去に提出した有価証券報告書等に虚偽の記載が発見され、過年度の連結財務諸表等の訂正が必要であること(その旨を公表している場合に限る。)
- ④ 連結財務諸表等に虚偽表示の疑義が発見され、監査人がその内容を確認する必要があること(その旨を公表している場合に限る。)
- ⑤ 外国会社が、本国の法令等により、提出期限までに有価証券報告書等の提出ができないこと

承認申請時には、やむを得ない理由を証明する書面の添付が必要となりますが、これについては、上記①～⑤に関する報道や適時開示等、承認を必要とする理由が発生したことが客観的に明らかであり、提出期限の延長の必要性を判断するために必要な事項を明瞭に記載した書面であることを要します。

また、延長承認の理由が、虚偽記載に関するもの(上記③又は④)である場合、追加の添付資料として、監査法人等の見解のほか、会社の代表者による延長申請を行うことについての認識および有価証券報告書を早期に提出するために実施する方策を書面で提出する必要があります。

新たに承認する提出期限の設定に当たっては、個々の事案を考慮し、公益又は投資者保護のため、必要かつ適当な期限を定めることとしています。

なお、延長期間の決定に当たっては、申請企業が有価証券報告書等を期限までに提出できなかった理由やその後の対応策などを、適時開示等により明らかにしているかについても考慮することとしています。

万が一、提出期限に間に合わないという事情が生じた場合には、速やかにその内容等の開示をするようお願いします。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「広報報道」の中の「報道発表資料」から「[「企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）」の改正案に対するパブリックコメントの結果等について](#)」（平成 25 年 6 月 11 日）にアクセスしてください。

(8)「主要行等向けの総合的な監督指針」、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)に対するパブリックコメントの結果等について

「国民の声」に、監督指針における「事業用不動産等の有効活用」に係る要件の見直し（緩和）要望が寄せられました。

これを受けて、金融庁では、「主要行等向けの総合的な監督指針」、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）につき、平成 25 年 3 月 29 日から 4 月 30 日にかけて、広く意見の募集を行いました。そして、6 月 21 日にパブリックコメントの結果を公表し、「主要行等向けの総合的な監督指針」及び「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の改正を行い、事業用不動産の賃貸等を行う要件を明確化しました。具体的には、以下の点を明確化しております。

- ・ 事業用不動産の賃貸等を行わざるを得なかった場合における当該不動産に対する経費支出について、「必要最低限の改装」であれば許容されること
- ・ 改正前における「公的な再開発事業に伴う建替え等」には、「地方公共団体等からの要請に伴う」場合も含まれること。また、「建替え」だけでなく「新設等」についても含まれること。
- ・ 賃貸等の規模については、賃料収入、経費支出、賃貸面積等を総合的に勘案して判断すること（一の項目の状況のみをもって機械的に賃貸出来ないと判断する必要はないこと）。

なお、改正後の監督指針は、パブリックコメントの結果公表日（6 月 21 日）から適用されています。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「広報報道」の中の「報道発表資料」から「[「主要行等向けの総合的な監督指針」、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正\(案\)に対するパブリックコメントの結果等について](#)」（平成 25 年 6 月 21 日）にアクセスして下さい。

皆さんご注意ください！ & 情報提供のお願い

(1) その「もうけ話」、大丈夫ですか？ 詐欺的な投資勧誘にご注意を！

「未公開株」や「ファンド」取引に関する詐欺的な投資勧誘が多発しています。くれぐれもご注意ください！。

実際に投資を行うかどうかの判断は、取引内容を十分に理解した上で行うことが重要です。少しでも不審に思った場合には、取引を見合わせることを含めて、慎重に対応することをお勧めします。

「未公開株」や「私募債」の取引に関するご注意

一般的に、幅広い投資家に「未公開株」や「私募債」の取引の勧誘が行われることは、考えられません。



- ・ こうした取引の勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関わらないようにしてください。

「ファンド（組合など）」取引に関するご注意

法律上、幅広い投資家に対して、組合などファンドへの出資の勧誘を行えるのは、金融庁（財務局）の登録・届出を受けた業者に限られます。



- ・ これ以外の者が勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関らないようにしてください。
- ・ ただし、登録や届出を行っている業者についても、金融庁・財務局が、その業者の信用力を保証するものではありません。登録業者等からファンドへの出資の勧誘等を受けた場合でも、その業者の信用力を慎重に見極めるとともに、取引内容を十分に理解した上で、投資を行うかどうかの判断をすることが重要です。

- ◎ 金融庁ウェブサイトでは、より詳しい情報や、勧誘を行う業者が金融庁（財務局）の登録を受けているかを確認できます。



[免許・許可・登録等を受けている業者一覧](#)（金融庁ウェブサイト）

- ◎ なお、金融庁（財務局）の登録を受けている業者であっても、
 - ・ その信用力などが保証されているものではありません。
 - ・ 「元本保証」「絶対に儲かる」などと説明して勧誘することは、禁じられています。
 - ・ 詳細は下記ウェブサイトにアクセスしてください。



[投資勧誘等にご注意！](#)（金融庁ウェブサイト）

不審な勧誘を受けた場合には、金融庁金融サービス利用者相談室に情報をご提供下さい。

◆金融庁金融サービス利用者相談室（受付時間：平日 10 時～17 時）

電話（ナビダイヤル）：0570-016811

※IP電話・PHSからは、03-5251-6811 におかけください。

FAX：03-3506-6699

(2) 皆様からの情報提供が市場を守ります！

(イ) 情報受付窓口

[証券取引等監視委員会](#)では、資料・情報収集の一環として、広く一般の皆様から、「相場操縦」や「内部者取引」、「風説の流布」といった個別銘柄に関する情報、「有価証券報告書等の虚偽記載」や「疑わしいファイナンス」といった発行体に関する情報、「金融商品取引業者による不正行為等」に関する情報、「疑わしい金融商品・ファンドなどの募集」に関する情報など、市場において不正が疑われるような情報の提供を電話や郵送、FAX、インターネット等により受け付けています。寄せられた情報は、各種調査・検査や日常的な市場監視を行う場合の有用な情報として活用しています。

(注) 個別のトラブル処理・調査等の依頼につきましては対応していませんので、ご了承ください。

◆証券取引等監視委員会 情報受付窓口

<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

直通：03-3581-9909（情報受付窓口直通）

代表：03-3506-6000（内線3091、3093）

FAX：03-5251-2136

郵送（共通）：〒100-8922

東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館



(ロ) 年金運用ホットライン

平成 24 年 4 月より、年金運用の分野に関し、実名で情報提供いただける方を対象とする専用の窓口（年金運用ホットライン）を設置し、投資運用業者による疑わしい運用等の情報等、幅広い情報の収集に努めています。特に詳細な情報提供を頂ける場合、「年金運用の専門家」が対応いたします。これら専用の窓口も、是非ご利用下さい。

◆証券取引等監視委員会 年金運用ホットライン

<http://www.fsa.go.jp/sesc/support/pension.htm>

直 通：03-3506-6627

電子メール：pension-hotline@fsa.go.jp

(ハ) 公益通報・相談窓口

公益通報者保護法の公益通報に関する専用の窓口を設置し、電話による相談の対応も行っています。

◆証券取引等監視委員会 公益通報・相談窓口

<http://www.fsa.go.jp/sesc/koueki/koueki.htm>

直 通：03-3581-9854

FAX：03-5251-2198

電子メール：koueki-tsuho.sesc@fsa.go.jp

金融庁ウェブサイトへのアクセスランキング

このコーナーは、平成 25 年 6 月の「報道発表」から特にアクセス数の多かったページを掲載しています。なお、過去のアクセス数の多いページをご覧になりたい方は、金融庁ウェブサイトの[アクセス数の多いページ（過去の情報等）](#)にアクセスしてください。

- [金融庁が検査実施中の金融機関](#)
- [免許・許可・登録等を受けている業者一覧](#)
- [中小企業等に対する金融円滑化対策について](#)
- [金融審議会「保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキング・グループ」報告書の公表について](#)
- [「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針」の公表について](#)
- [米国の FATCA（外国口座税務コンプライアンス法）実施円滑化等のための日米当局の相互協力・理解に関する声明](#)
- [無登録で金融商品取引業を行う者の名称等について](#)
- [監査法人及び公認会計士の懲戒処分について](#)
- [有価証券報告書の作成・提出に際しての留意事項（平成 25 年 3 月期版）と有価証券報告書レビューの実施について](#)
- [企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議 議事次第](#)

お知らせ

(1) 中小企業等金融円滑化相談窓口

各財務局・財務事務所に中小企業等金融円滑化相談窓口を設置しました。どうぞご遠慮なく、ご相談ください。

●以下のような点について、ご質問・ご相談等はありませんか。

1. 中小企業金融円滑化法の期限到来後における金融機関や金融庁・財務局の対応
2. 借入れや返済について、取引金融機関との間でお困りのこと
3. 経営改善や事業再生に関する中小企業支援策の内容

●各財務局・財務事務所の担当職員が、皆様のさまざまなご質問やご相談等にお答えいたします。また、助言等も積極的に行います。

●ご相談内容に応じて専門の機関をご紹介します。

《受付時間》

平日 9時～16時

※お問い合わせ先については、「[ご相談は財務局・財務事務所の金融円滑化窓口へ！～中小企業等金融円滑化相談窓口のご案内～](#)」にアクセスしてください。

(2) 東日本大震災関連情報

金融庁では、引き続き、以下を窓口として「東日本大震災関連情報」を提供しています。

◆金融庁ウェブサイト

「東日本大震災関連情報」

(URL:<http://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103.html>)

「金融機関等の相談窓口一覧」

(URL:<http://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103/20110325-1.html>)

◆金融庁携帯サイト

「★東日本大震災関連情報」

(URL : <http://www.fsa.go.jp/m/quake/jishin.htm>)



◆金融庁ツイッター「金融庁関連情報」

(URL: http://twitter.com/#!/fsa_JAPAN)

(3)メール配信サービスのお知らせ

金融庁、証券取引等監視委員会、公認会計士・監査審査会の各ウェブサイトでは、メール配信サービス（日本語版・英語版）を行っています。

メールアドレスを登録していただきますと、

- 金融庁からは、毎月発行しているアクセスFSAや、日々発表される各種報道発表など、
- 証券取引等監視委員会からは、証券取引等監視委員会ウェブサイトの新着情報や、証券取引等監視委員会の問題意識等のメッセージなど、
- 公認会計士・監査審査会からは、公認会計士・監査審査会ウェブサイトの新着情報などが、登録いただいたメールアドレスに配信されます。

御希望の方は、この機会に下記からアクセスして登録してください！

	日本語版	英語版
金融庁	「新着情報メール配信サービス」	Subscribing to E-mail Information Service
証券取引等監視委員会	「メールマガジン配信サービス」	Subscribing to E-mail Information Service
公認会計士・監査審査会	「新着情報メール配信サービス」	Subscribing to E-mail Information Service

